

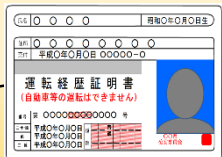
高齢などで運転の継続について
不安を感じている方は・・・。

免許の自主返納を考えてみませんか？

ポイント1

「運転経歴証明書」
の交付が受けられます。

身分証明書になるし、
再交付や住所変更も
できるのね。



ポイント2

支援事業所等で
「優遇措置」が受けられます。

タクシーやバス
買い物の割引きもある
のね。



手続きの方法は、次ページをごらん下さい。
不明点は、運転免許センター・警察署交通課にお問い合わせ下さい。

自主返納をした方は、 運転経歴証明書の交付申請ができます



手続きの場所

① 運転免許センター

月曜日～金曜日（平日）

9:30～11:00 14:00～16:00

日曜日（平成30年6月3日）～10:00～11:00

運転経歴証明書の交付は**即日**

② 警察署・交通課

月曜日～金曜日（平日のみ）

8:30～17:00

運転経歴証明書の交付は**後日**

お持ちいただくもの

- 有効期間のある運転免許証
- 証明写真（縦3センチ×横2.5センチ）
※ 無帽・無背景の6ヶ月以内撮影、上3分身
- 運転経歴証明書手数料 1,100円
- 認印

郵送による交付について



切手392円のご持参で
ご自宅まで郵送します。

代理人による申請について

ご自宅で病気療養中など、
ご本人が申請にお越しいただけ
ない場合は、代理人による申請
ができます。



自主返納による優遇措置の受け方

- ① 運転経歴証明書
- ② 四隅に穴を開けた旧運転免許証
- ③ 運転免許の取消通知書 ①～③のいずれかの書類を提示で、
自主返納支援事業所で路線バス運賃割引等の各種特典が受けられます。